

4 自筆証書遺言の方式緩和

Point

※2019年1月13日(日)施行

自筆証書遺言についても、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。
 ※ もっとも、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

(10ページ Q5 参照)

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。

全部の手書きは負担が重い...

財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付

改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一部に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成××年○月○日
 法務太郎 (EP)



別紙目録

一 土地
 所在 東京都…
 地番 …
 地目 …
 地積 …
 二 建物
 所在 東京都…
 家屋番号 …
 種類 …
 床面積 …
 (1PCで作成)
 法務太郎 (EP)

三 土地
 所在 大阪府…
 地番 …
 地目 …
 地積 …
 四 建物
 所在 大阪府…
 家屋番号 …
 種類 …
 床面積 …
 (1PCで作成)
 法務太郎 (EP)

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。